

秋田市教委訓令第2号

教 育 委 員 会
関 係 各 所

秋田市立千秋美術館美術作品等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月24日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市立千秋美術館美術作品等取扱規程の一部を改正する訓令
秋田市立千秋美術館美術作品等取扱規程（平成元年秋田市教委訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。